令和３年２月８日

令和３年度当初予算説明資料

番号	12
事業名	重度障がい者外出支援事業費（医療的ケア児通学等交通費助成事業）
予算額	重度障がい者外出支援事業費　25,316 千円 （うち、医療的ケア児通学等交通費助成事業　972 千円）
特定財源	なし
事業の概要	人工呼吸器、気管切開、喀痰吸引等を必要とする医療的ケア児が通学している特別支援学校、通所する障害児支援施設、通院する病院が遠隔地*1 にある場合で、施設等の送迎サービスが利用できない場合に、保護者の送迎に係る交通費*2 を助成する制度を新たに創設する。 *1 遠隔地･･･自宅から 16km 以上離れた特別支援学校等 *2 交通費･･･1km あたり 13 円を助成
事業の背景・目的	医療的ケア児に対する支援は、訪問看護や居宅介護などの居宅サービス、放課後等デイサービスなどの通所サービスのほか、学校でのメディカルケアサポートなどがあり、その支援は充実されつつある。一方で、通学や通院その他の移動に関しては、家族介護であることが多く、保護者の身体的負担や経済的負担が大きいことから、遠隔地の特別支援学校や障害児支援施設、病院に保護者が送迎している場合の経済的支援を行うものである。
事業スケジュール	R3.8 月　施行
添付資料	なし
備考	※ 医療的ケア児とは 児童福祉法第 56 条の 6 第 2 項に規定する「人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児」のことで、具体的には、人工呼吸器、酸素投与、気管切開、喀痰吸引、経管栄養、静脈栄養等を必要とする児童のこと。
担当課	健康福祉部　障がい福祉課　電話 53-4175